

1 激甚災害の早期指定（内閣府他）

平成26年8月に連続して日本を襲った風水害に対し、早急に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による激甚災害の指定を行うとともに、同法の規定による特別措置を速やかに行うこと。

2 災害復旧事業・災害対策関連事業等の促進

災害復旧事業・災害対策関連事業が早急に推進できるよう、災害査定の迅速化と簡略化、復旧事業への財政支援を行うなど、特段の配慮を行うこと。

(1) 応急対策に対する支援

① ごみ処理対策に対する支援（環境省）

今後、被害家屋の処理等により発生するごみ処理対策に緊急に取り組む必要があることから、これらの対策への特段の支援を行うこと。

② 泥土等の排除処理に対する支援（国土交通省）

被災市街地等においては多量の泥土や樹木等が堆積し、その排除処理については、各自治体に大きな財政負担を強いることから、これらの処理に係る特段の支援を行うこと。

(2) 復旧対策に対する支援

① 土砂災害や河川等の復旧に対する支援（国土交通省）

丹波市市島町徳尾地区等において土石流や崖崩れ等による大規模な土砂災害により人命が失われる事態となったほか、武庫川、^{さきやまがわ}前山川、^{はつおがわ}初尾川など多数の河川で護岸等の被害が生じている。

災害復旧活動が速やかに行われるよう、災害査定の迅速化と簡略化、復旧事業への財政支援を行うこと。

また、数多くの土砂災害が発生していることに加え、今後の降雨によって二次被害の恐れのある人家、道路の安全性の確保を図るため、災害関連緊急砂防・急傾斜崩壊対策事業の早期採択を行うこと。

さらに、再度の災害防止に向けた抜本的な河川改修の実施支援を行うこと。

② 道路災害の復旧に対する支援（国土交通省）

阪神地域の明石神戸宝塚線及び丹波地域の国道175号、県道沼市島線等において、法面崩壊、落橋等の被害が発生している。

災害復旧活動が速やかに行われるよう、災害査定の迅速化と簡略化、復旧事業への財政支援を行うこと。

③ J R福知山線及び山陰本線の復旧に対する支援（国土交通省）

J R福知山線においては、篠山口駅～福知山駅間で、道床・路盤・盛土の流出、橋台の転倒、線路への土砂の流入が複数箇所が発生し、特に黒井駅から福知山駅にかけての被害が大きく、8月18日10時現在、篠山口駅～福知山駅間が不通となっている。また、J R山陰本線においても福知山駅付近で道床の流出が発生する等、綾部駅～和田山駅間が不通となっている。

これらの復旧が速やかに行われるよう、特段の支援を行うこと。

④ 農地・農業用施設災害復旧事業に対する支援（農林水産省）

農地・農業用施設への甚大な被害が予想されることから、災害復旧の迅速化を図るため、早期災害査定と復旧事業に対する特段の支援を行うこと。

⑤ 山地災害の復旧に対する支援（農林水産省）

多くの人家、道路に直接被害を及ぼす危険性の高い箇所については、今年度中に事業着手が可能となるよう、災害関連緊急治山事業に対する特段の支援を行うこと。

今後の降雨によって二次被害の恐れのある人家、道路の安全性の確保を図るため、今後の調査による事業箇所の増加を見据えた復旧治山事業に対する特段の支援を行うこと。

⑥ 水道施設の復旧に対する支援（厚生労働省）

被災水道施設の災害復旧に対する特段の支援を行うこと。

⑦ 文化財の復旧に対する支援（文化庁）

被災文化財の災害復旧について、特段の支援を行うこと。

(3) 復興対策に対する支援

① 地域農業再生に向けた支援（農林水産省）

農地、農業機械・施設や農作物等が大きな被害を受け、再投資して営農を続けることへの不安が増大し、被災農地の遊休農地化や、防災上の危険性が懸念される状況である。

このため、集落営農組織等が復旧農地を集積し規模拡大するために必要な営農機械・施設等に対して、特段の支援を行うこと。

(4) 各種災害対応に対する支援

① 地方税の減収や財政需要の増加に対する支援（総務省）

被災者に対する県税、市町村税の減免措置に伴う減収額、及び災害救助法、災害復旧事業、災害対策関連事業、災害応援事業等に伴う財政需要について、地方債の弾力的な運用や特別交付税の配分等、十分な配慮を行うこと。

② 災害救援支援のボランティア活動に対する支援（内閣府、厚生労働省）

シャベル、一輪車等の資材の確保やボランティアコーディネーターの活動にかかる経費等に必要な支援を行うこと。

また、ボランティア派遣に係る交通手段の確保やボランティア保険への支援等のための全国的な基金を創設すること。

3 被災者の生活再建に対する支援

(1) 被災者生活再建支援法の適用基準の緩和（内閣府）

一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合は、全ての被災区域が支援の対象となるよう、適用基準の緩和を行うこと。

(2) 災害援護資金貸付及び生活福祉資金貸付の弾力的運用（厚生労働省）

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付制度について、据置期間の延長など弾力的な運用を行うこと。

**(3) 介護保険料、障害者自立支援給付等の自己負担金等の減免に係る財政支援
(厚生労働省)**

被保険者に対する保険料、各福祉サービスの自己負担金等の減免措置に対する支援を行うこと。

(4) 住宅融資制度の拡充（国土交通省）

住宅金融支援機構災害復興住宅融資制度について、今回の被災地における融資限度額の引き上げを行うこと。